

**令和3年第1回定例会（2月議会）**  
**予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）**

令和3年2月10日

企画振興部

**【予算関係】**

総合政策課	県民読書環境整備事業について	・・・	1
被災者受入支援室	東日本大震災による県内避難者への支援について	・・・	2
市町村課	知事選挙費について	・・・	5
	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について	・・・	6
情報企画課	情報基盤システム再構築事業について	・・・	7
	デジタルガバメント総合推進事業について	・・・	11
	秋田県のデジタルトランスフォーメーション（DX）の 推進について	・・・	13
調査統計課	令和3年度に実施する主な統計調査について	・・・	14
国際課	国際化推進事業について	・・・	17
	多文化共生推進事業について	・・・	19

**【議案関係】**

市町村課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を 改正する条例案」について（議案第56号）	・・・	20
------	---	-----	----

# 県民読書環境整備事業について

総合政策課

## 1 事業目的

県民の読書活動の一層の推進を図るため、第3次秋田県読書活動推進基本計画に基づき、県民が読書に親しみやすい環境づくりを推進する。

## 2 事業内容

### (1) 地域読書活動推進事業

県と市町村が協働して読書活動を推進するとともに、県民との協働により子どもたちの読書環境の充実を図るため、次の事業を実施する。

- ・秋田県読書活動推進連絡協議会の開催
- ・県民寄贈の絵本等を再利用した「読んだッチ・リレー文庫」の配置

### (2) 県民読書の日啓発事業

11月1日の「県民読書の日」を中心とした読書に親しむ気運を醸成する啓発活動の一環として、秋田を舞台とした文学作品を募集する。

- ・「第8回ふるさと秋田文学賞」の作品募集・受賞作品集の刊行

### (3) 読書活動ステップアップ事業（新規）

若い世代をはじめとする県民の読書意欲を喚起するため、SNSによる情報発信等を行う。

- ・公立図書館のサービスや書店・ブックカフェ等による話題性のある取組に関する情報発信
- ・ふるさと秋田文学賞入賞作品を題材とした動画の製作・配信
- ・書店団体等との連携によるSNSを活用したキャンペーンの実施

## 3 予算額

5,077千円（ $\oplus$ 5千円、 $\ominus$ 5,072千円）

(1) 地域読書活動推進事業		2,235千円
（ 報酬等（読書活動支援員1名）	2,152千円	）
旅費、役務費等	83千円	
(2) 県民読書の日啓発事業		1,822千円
（ 報償費、需用費等	1,822千円	）
(3) 読書活動ステップアップ事業		1,020千円
（ 需用費、委託料等	1,020千円	）

# 東日本大震災による県内避難者への支援について

被災者受入支援室

## 1 事業目的

県内で避難生活を継続する避難者が、安心して日常生活を送ることができるよう、応急仮設住宅を提供するほか、精神的不安の解消や孤立の防止をはじめ、避難者それぞれのニーズに寄り添ったきめ細かな支援を行う。

## 2 事業内容

### (1) 被災者用民間賃貸住宅借上事業

被災者に応急仮設住宅を提供する。

- ・借上件数 3件
- ・家賃上限額 6万円

### (2) 東日本大震災避難者支援事業

#### ① 震災避難者訪問等支援事業

避難者への戸別訪問や交流の機会の提供を行う。

- ・避難者支援相談員による戸別訪問等
- ・避難者交流センターの運営
- ・情報交換・交流会等の開催
- ・支援情報紙の発行
- ・関係団体・行政との連携強化

#### ② 県内避難者こころの寄り添い事業

保健師などの専門家による心のケアと生活再建に向けた相談対応等を行う。

- ・専門家による個別訪問や健康相談等
- ・支援者を対象とした研修会等の開催

### (3) 県内避難者生活再建支援事業

県内での生活を継続する避難者が転居する場合に、引越しに要する費用に対して助成する。

- ・上限額 1世帯につき10万円

### 3 予算額

16,598千円（ $\text{㊦}$ 12,955千円、 $\text{㊧}$ 24千円、 $\ominus$ 3,619千円）

$\text{㊦}$ ：被災者支援総合交付金

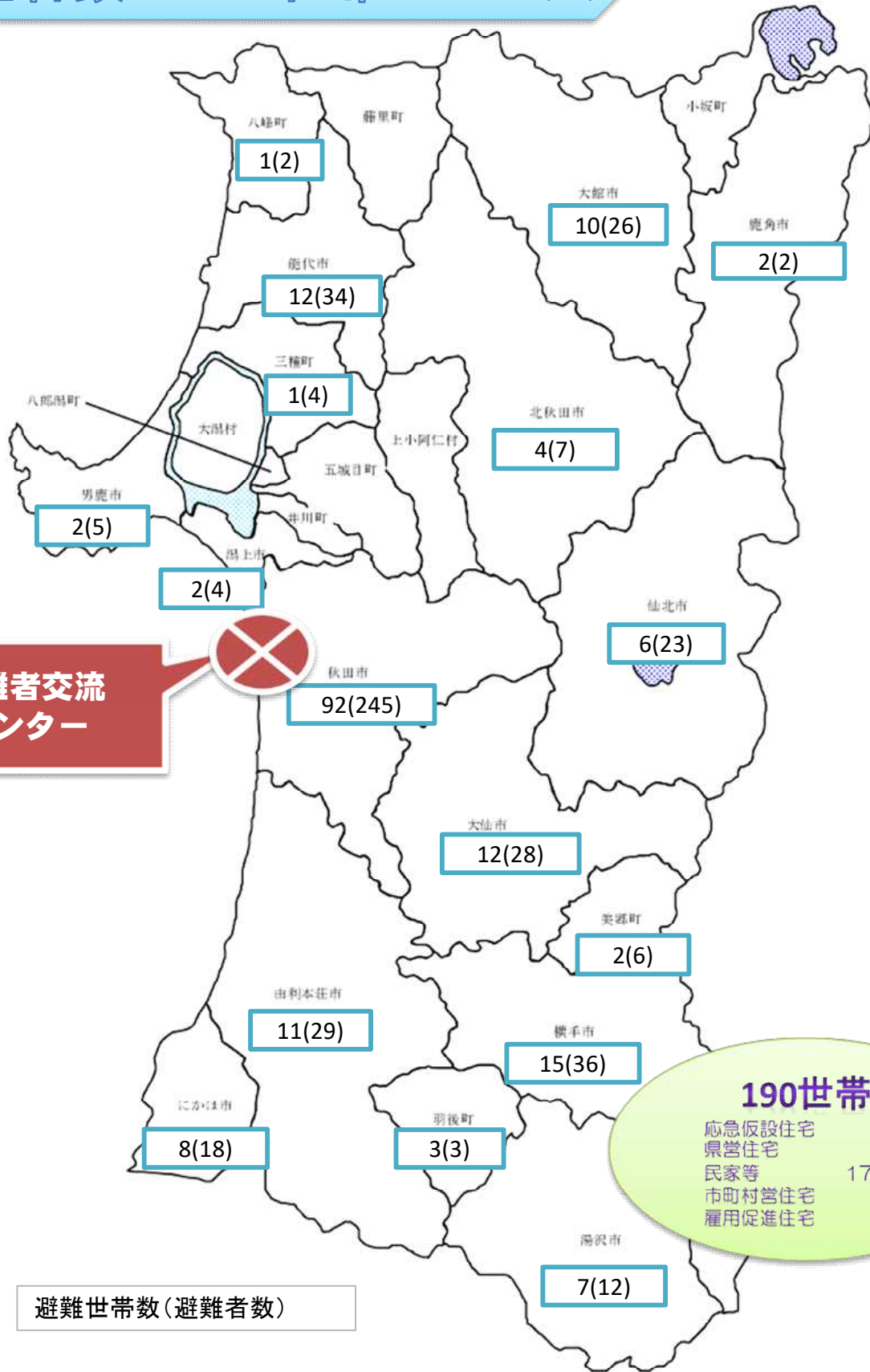
(1) 被災者用民間賃貸住宅借上事業		3,378千円
( 旅費、需用費	660千円	)
( 使用料及び賃借料等	2,718千円	
(2) 東日本大震災避難者支援事業		13,120千円
① 震災避難者訪問等支援事業		12,308千円
( 報酬、共済費等	9,368千円	)
( 旅費、需用費等	2,940千円	
② 県内避難者こころの寄り添い事業		812千円
( 報償費	515千円	)
( 旅費、需用費等	297千円	
(3) 県内避難者生活再建支援事業		100千円
( 負担金補助及び交付金	100千円	)

# 東日本大震災による県内避難者数

【参考】

**避難者数 190世帯 484人**

令和3年2月1日現在



**岩手県**  
4世帯5名

**宮城県**  
49世帯96名

**福島県**  
137世帯383名

# 知事選挙費について

市町村課

## 1 事業目的

第20回秋田県知事選挙に当たり、市町村に対する事務経費の交付や選挙公営、選挙啓発等を実施し、適正な選挙の執行と投票率の向上を図る。

選挙の告示日 令和3年3月18日（木）

選挙の期日 令和3年4月 4日（日）

## 2 事業内容

### (1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

市町村が行う投開票所及びポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

### (2) 選挙公営・事務費（県執行分）

候補者の選挙運動費用の一部を負担するほか、テレビや新聞等による選挙啓発を行う。

## 3 予算額

321,216千円（令和3年度分）（⊖321,216千円）

### (1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分） 256,434千円

投票所、期日前投票所経費	195,483千円
開票所経費	34,034千円
ポスター掲示場費等	18,379千円
事務費（人件費、通信費等）	8,538千円

### (2) 選挙公営・事務費（県執行分） 64,782千円

選挙公営費	49,941千円
（新聞広告費、政見放送費、選挙運動用自動車使用費、 ポスター・ビラ作成費等）	
選挙啓発費	8,173千円
（啓発看板、テレビ・新聞・ネット等広告費）	
その他事務費（人件費、通信費等）	6,668千円

### (参考) 全体予算額

	令和2年度	令和3年度	計
市町村交付金	254,701千円	256,434千円	511,135千円
県執行分	17,047千円	64,782千円	81,829千円
計	271,748千円	321,216千円	592,964千円

前回予算額（平成28・29年度の計）

市町村交付金	523,379千円
県執行分	77,648千円
計	601,027千円

# 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について

市町村課

## 1 事業目的

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査に当たり、市町村に対する事務経費の交付や選挙公営、選挙啓発等を実施し、適正な選挙の執行と投票率の向上を図る。

## 2 事業内容

### (1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

市町村が行う投開票所及びポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

### (2) 選挙公営・事務費（県執行分）

候補者の選挙運動費用の一部を負担するほか、テレビや新聞等による選挙啓発を行う。

## 3 予算額

802,720千円（㊦802,720千円）

### (1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

554,565千円

投票所、期日前投票所経費	301,895千円
開票所経費	59,274千円
ポスター掲示場費等	79,253千円
事務費（人件費、通信費等）	114,143千円

### (2) 選挙公営・事務費（県執行分）

248,155千円

選挙公営費	183,355千円
（新聞広告費、政見放送費、選挙運動用自動車使用費、 ポスター・ビラ作成費等）	
選挙啓発費	8,012千円
（啓発看板、テレビ・新聞・ネット等広告費）	
選挙公報発行費	20,000千円
投票用紙等物件作成費	23,426千円
その他事務費（人件費、通信費等）	13,362千円

（参考）前回予算額（平成29年度）

市町村交付金	533,356千円
県執行分	246,377千円
計	779,733千円

# 情報基盤システム再構築事業について

情報企画課

## 1 事業目的

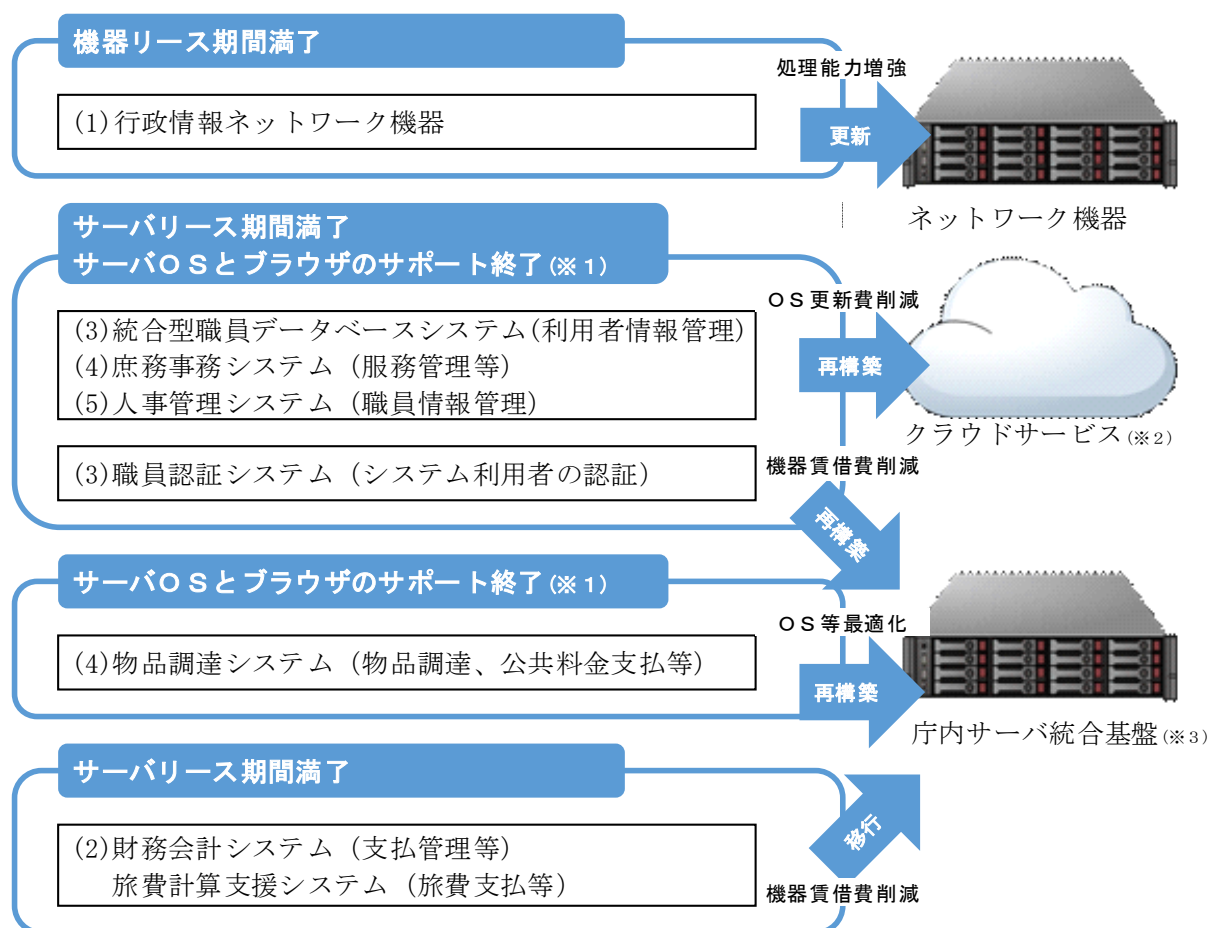
庁内業務を効率化し、行政サービスの向上を図るため、更新時期を迎える情報基盤システムの再構築等を行う。

## 2 事業内容

リース期間等が満了する情報基盤システムについて、最新のOS等に対応した利用環境整備のため、ソフトウェアやハードウェアの更新を行い、継続的な運用を図る。

<対象システム等>

行政情報ネットワーク機器、財務会計システム、旅費計算支援システム、統合型職員データベースシステム、職員認証システム、庶務事務システム、物品調達システム、人事管理システム



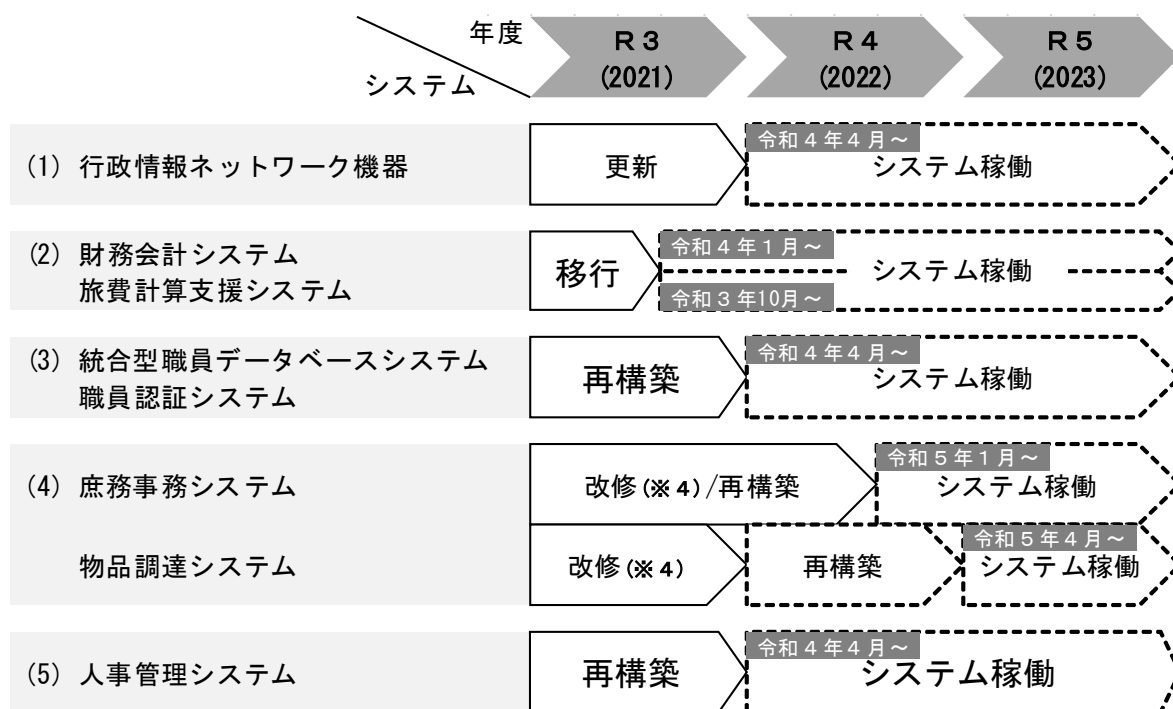
※1 リース期間満了(R4.12)、OSサポート終了(R5.10)、ブラウザサポート終了(R7.10)

※2 クラウドサービス：パッケージソフトウェア提供会社が運営するクラウドサービス

※3 庁内サーバ統合基盤：庁内業務システムのサーバ等機器の運用コストを削減するために仮想化技術を活用したサーバ統合基盤



<構築スケジュール>



※4 新決裁基盤に対応する改修

3 予算額

507,217千円 (⊕10,617千円、⊖496,600千円)

(委託料 507,217千円)

※委託料内訳

(1) 行政情報ネットワーク再構築事業		15,880千円
機器更新	12,400千円 (一式) (@6,200,000円×2台)	}
再構築作業	1,860千円 (@40,000円×46.5人日)	
管理費	176千円	
消費税	1,444千円	
(2) 全庁共有システム更新事業		15,697千円
① 財務会計システム	12,067千円	}
ソフトウェア	770千円 (一式)	
移行作業	9,280千円 (@40,000円×232人日)	
管理費	920千円	
消費税	1,097千円	

② 旅費計算支援システム	3,630千円
（ 移行作業	3,000千円
	(@40,000円×75人日)
（ 管理費	300千円
（ 消費税	330千円

(3) 電子県庁基盤再構築事業 83,600千円

① 統合型職員データベースシステム	44,000千円
（ 再構築作業	36,375千円
	(@60,000円×606.25人日)
（ 管理費	3,625千円
（ 消費税	4,000千円

② 職員認証システム	39,600千円
（ 機器更新	6,000千円 (一式)
（ 再構築作業	27,300千円
	(@60,000円×455人日)
（ 管理費	2,700千円
（ 消費税	3,600千円

(4) 庶務事務システム等再構築事業 317,240千円

① 庶務事務システム	300,740千円
（ 改修作業	28,560千円
	(@60,000円×476人日)
（ 再構築作業	222,600千円
	(@60,000円×3,710人日)
（ 管理費	22,240千円
（ 消費税	27,340千円

② 物品調達システム	16,500千円
（ 改修作業	13,650千円
	(@60,000円×227.5人日)
（ 管理費	1,350千円
（ 消費税	1,500千円

(5) 人事管理システム再構築事業 74,800千円

（ 再構築作業	61,830千円
	(@60,000円×1,030.5人日)
（ 管理費	6,170千円
（ 消費税	6,800千円

#### 4 委託先

	委託先（予定）
(1) 行政情報ネットワーク機器	株式会社日立システムズ北東北支店
(2) 財務会計システム 旅費計算支援システム	株式会社NTTデータ東北 株式会社日立システムズ北東北支店
(3) 統合型職員データベースシステム 職員認証システム	日本電気株式会社 〃
(4) 庶務事務システム 物品調達システム	再構築は企画提案競技により選定 〃
(5) 人事管理システム	日本電気株式会社

#### 5 債務負担行為

庶務事務システム等再構築事業について債務負担行為を設定する。

##### (1) 限度額

266,200千円 (⊖266,200千円)

(委託料 266,200千円)

※委託料内訳

庶務事務システム等再構築事業	266,200千円
再構築作業	220,005千円
	(@60,000円×3,666.75人日)
管理費	21,995千円
消費税	24,200千円

##### (2) 設定する理由

庶務事務システムの再構築に多くの作業量を要することから、令和4年度内に再構築を終えるためには令和3年度から着手する必要がある。

# デジタルガバメント総合推進事業について

情報企画課

## 1 事業目的

「新たな日常」に対応した県民向けの利便性の高いサービスの提供や、業務の効率化を図るため、ICT技術を活用した行政のデジタル化を推進する。

## 2 事業内容

### (1) 行政のデジタル化等推進事業

現行業務を分析してデジタルベースへ転換する手法や、デジタルデータの活用方法、情報セキュリティ対策等について職員研修を行い、行政のデジタル化を更に推進する。

### (2) 庁内業務効率化推進事業

ソフトウェア型ロボット（RPA）や人工知能（AI）等のICT技術を活用し、庁内業務の効率化を図る。

#### ○令和3年度に導入する業務

RPA（5件）

- ・生活バス等補助申請関連業務、国・都道府県通知転送業務、特養老健待機者数調査業務、IT維持管理点検審査業務、情報システム等に係る入札参加者名簿更新業務

AI（1件）

- ・県民からの問い合わせ対応支援

#### ○継続して取り組む業務

RPA（7件）

- ・物品調達予定価格算出業務、森林簿修正業務、厚生労働省等調査業務、指定自立支援医療機関等管理業務（令和元年度～）
- ・自動車税環境性能割等申告書確認業務、軽油引取税免税証集計業務、公共料金支払システム業務（令和2年度～）

AI（2件）

- ・議事録自動作成支援（令和元年度～）
- ・庁内向け問い合わせ対応支援（令和2年度～）

(3) 自治体クラウド推進事業

県内市町村のクラウドを活用した業務システムの標準化・共通化を支援する。

3 予算額

18,822千円 (⊖18,822千円)

(1) 行政のデジタル化等推進事業 507千円

〔 需用費	79千円	
〔 委託料	428千円	
※委託料内訳	研修人件費	300千円
	交通費・日当等	54千円
	管理費	35千円
	消費税	39千円

(2) 庁内業務効率化推進事業 18,093千円

〔 旅費	48千円	
〔 委託料	15,009千円	
〔 使用料及び賃借料	3,036千円	
※委託料内訳		
RPA : 13,605千円		
	シナリオ作成、保守支援経費等	6,400千円
		(@40,000円×160人日)
	RPA・OCRソフトライセンス料	5,328千円
	管理費	640千円
	消費税	1,237千円
AI : 1,404千円		
	初期構築費	500千円
		(@40,000円×12.5人日)
	システム利用料(6ヶ月)	660千円
	管理費	116千円
	消費税	128千円

(3) 自治体クラウド推進事業 222千円

〔 旅費	198千円	
〔 使用料及び賃借料	24千円	

# 秋田県のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について

<p><b>背景</b> ◎生産年齢人口の減少 ◎産業構造の転換への対応 ◎コロナ禍で再認識されたデジタル技術の可能性</p>	
<p><b>国の方針等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の策定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デジタル社会の将来像の提示</li> <li>・ ICT基本法の全面的見直し</li> <li>・ デジタル庁の新設（令和3年9月）</li> </ul> </li> <li>○ 「デジタルガバメント実行計画」の改定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバー制度の抜本的改善（運転免許証等との一体化）</li> <li>・ 行政手続のオンライン化による書面・押印・対面の見直し</li> </ul> </li> <li>○ 「自治体DX推進計画」の策定             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体情報システムの標準化・共通化</li> <li>・ 自治体のAI・RPAの利用推進</li> <li>・ セキュリティ対策の徹底</li> </ul> </li> <li>○ 「データ戦略タスクフォース第1次とりまとめ」             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベースレジストリの整備</li> <li>・ オープンデータの推進</li> </ul> </li> </ul>

## これらの動きを受けた県の取組の方向性

<p><b>基本方向</b> 社会経済の変化に対応しながら本県が力強く歩んでいくため、次の4分野でデジタル技術による変革に取り組む。</p>			
<p><b>I. 県内産業のDXの促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人口減少や産業構造の転換などの課題を乗り越え、県内産業の競争力を強化していくため、企業のDXを促進する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県内企業のICT導入支援</li> <li>➢ ICT人材の確保・育成</li> <li>➢ ICT産業の基盤強化</li> <li>➢ 産学官連携による企業向けDX普及啓発策の展開</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>II. デジタル技術による地域課題の解決</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療、農業、教育をはじめ、県民の身近な生活を支える様々な分野において、デジタル化による課題解決を図る。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 医療連携ネットワークシステムの活用促進</li> <li>➢ スマート農業の推進</li> <li>➢ 学校でのICTを活用した学びの推進</li> <li>➢ デジタルツールを活用した旅行者の受入態勢の充実</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>III. デジタルガバメントの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続にユーザ視点を取り入れ、県民の利便性向上を図るとともに、事務の効率化を通じ人材をより高付加価値な業務に振り向ける。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 電子申請の推進、マイナンバーカードの活用拡大</li> <li>➢ RPA・AIツールの導入、文書管理等のデジタル化、電子決裁の拡大</li> <li>➢ データ活用によるEBPM (Evidence-based Policy Making)の推進</li> <li>➢ 市町村業務のデジタル化、標準化支援</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>IV. DXの恩恵を享受できる環境づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、ソフト・ハード両面からデジタルデバイド解消に取り組む。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 産学官連携による県民向けDX普及啓発策の展開</li> <li>➢ 高齢者やデジタルツールの利用が不得意な方への支援</li> <li>➢ 情報通信基盤の整備促進</li> <li>➢ 5G、ローカル5Gの導入促進</li> </ul> </li> </ul>

## 施策推進の共通する視点 次に掲げる視点を踏まえ、全庁的に施策を推進する。

- 社会全体でのDXの実現
- デジタル化・オンライン化の普及
- システムの統一・標準化
- データの利活用
- ◇県民に対するDXの理解促進 ◇中小企業のデジタル化支援
- ◇デジタル化・オンライン化を行うための業務見直し、BPR (Business Process Re-engineering) ◇デジタル人材の育成
- ◇デジタル基盤の標準化・共同利用 ◇RPA・AIツールの共通利用の促進
- ◇県保有データのオープン化促進 ◇データの流通・活用環境の整備 ◇データ駆動型の経営の促進

# 令和3年度に実施する主な統計調査について

調査統計課

## 1 経済センサスー活動調査（経済センサス費）

### （1）事業目的

- ・全産業分野の事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。
- ・事業所・企業を対象とした統計調査の対象決定の基となる情報を得る。

### （2）調査の概要

- ・調査期日 令和3年6月1日
- ・調査対象 全ての事業所（約52,400事業所）
- ・調査項目 従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等
- ・結果の公表 速報：令和4年5月、確報：令和4年9月～令和5年6月（順次公表）

### （3）予算額

74,733千円（ $\text{国}$ 74,706千円、 $\text{諸}$ 12千円、 $\ominus$ 15千円）

$\text{国}$ ：統計調査事務地方公共団体委託費

報酬等	4,329千円
旅費、需用費等	6,870千円
負担金補助及び交付金	63,534千円

## 2 社会生活基本調査（社会生活基本調査費）

### （1）事業目的

国民の生活時間の配分及び余暇時間における主な活動について調査して国民の社会生活の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。

### （2）調査の概要

- ・調査期日 令和3年10月20日
- ・調査対象 国が指定する調査区において選定した世帯及び世帯員
- ・調査項目 生活時間の配分やボランティア、趣味・娯楽、スポーツ等の活動状況
- ・結果の公表 令和4年9月～12月（順次公表）

### （3）予算額

11,930千円（ $\text{国}$ 11,915千円、 $\ominus$ 15千円）

$\text{国}$ ：統計調査事務地方公共団体委託費

報酬等	7,774千円
旅費、需用費等	4,156千円

## 令和3年度に実施する統計調査

番号	調査名	目的	調査時期	調査対象等	調査結果の活用方法
1	経済センサス ー活動調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>全産業分野の事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにする。</li> <li>事業所・企業を対象とした統計調査の対象決定の基となる情報を得る。</li> </ul>	令和3年 6月1日 (5年ごと)	全ての事業所 (約52,400事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費税の精算に当たっての指標</li> <li>地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための施策</li> <li>民間企業における経営計画の策定などの基礎資料</li> </ul>
2	社会生活基本調査	国民の生活時間の配分及び余暇時間における主な活動について調査して国民の社会生活の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。	令和3年 10月20日 (5年ごと)	国が指定する調査区において選定した世帯及び世帯員 (前回調査：22市町132調査区、約1,600世帯)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス関係の各種施策の数値目標や基礎資料</li> <li>仕事と生活の調和推進のための行動指針</li> <li>少子化社会対策大綱</li> <li>男女共同参画基本計画</li> </ul>
3	学校基本調査	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。	毎年 5月1日	小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、特別支援学校、専修学校、各種学校(約510校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の設置等学校教育行政上の基礎資料</li> <li>地方交付税算定の資料</li> </ul>
4	学校保健統計調査	児童・生徒及び幼児の発育、健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得る。	毎年 4～6月	小・中・高等学校、幼稚園及び認定こども園(約150校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校保健行政施策の基礎資料</li> </ul>
5	労働力調査	国民の就業及び不就業の状態を明らかにし、国の経済政策や雇用対策などのための基礎資料を得る。	毎月	約400世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>失業率算出</li> <li>景気対策や雇用対策の基礎資料</li> </ul>
6	毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間について、毎月の動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎月	常用雇用者数別 ・第1種(30人以上) 311事業所 ・第2種(5～29人) 240事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省における失業給付や休業補償の額の算定</li> <li>秋田県景気動向指数や各種機関の賃金・労働時間等の動向把握</li> </ul>
	特別調査		毎年 7月31日	・常用労働者1～4人 425事業所	



番号	調査名	目的	調査時期	調査対象等	調査結果の活用方法
7	小売物価統計調査	商品小売価格、サービス料金、家賃及び宿泊料を調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。	毎月	<b>【動向編】</b> ・価格調査 (秋田市、横手市の約280店舗) ・家賃調査 (約4,780世帯) ・宿泊料調査 (3軒) <b>【構造編】</b> ・地域別価格差調査 (大仙市、大館市の8店舗) ・店舗形態別価格調査 (秋田市の19店舗)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活に関する経済政策の基礎資料</li> <li>政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料</li> </ul>
8	家計調査	世帯の家計収支の実態を把握し、経済政策等の基礎資料を得る。	毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>二人以上の世帯 秋田(96)、大館(24)</li> <li>単身世帯 秋田(8)、大館(2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府が毎月発表する月例経済報告の基礎資料</li> <li>経済、社会政策の基礎資料</li> </ul>
9	秋田県年齢別人口流動調査	本県の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎月	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口対策など各種施策の基礎資料</li> </ul>
10	秋田県人口移動理由実態調査	人口移動の理由について、実態を把握し、諸施策の基礎資料を得る。	毎月	転出入者 (県内移動を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口対策など各種施策の基礎資料</li> </ul>
11	秋田県鉱工業生産指数作成調査	本県の鉱工業の生産動向を明らかにし、諸施策の基礎資料を得る。	毎月	鉱工業総合130品目を生産する主な事業所(延べ186事業所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋田県景気動向指数などの各種景気動向分析の基礎資料</li> </ul>
12	秋田県県民経済計算	県内の経済活動を計量把握し、諸施策の基礎資料を得る。	毎年度	生産、分配、支出の三面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県経済の分析や諸施策立案の基礎資料</li> </ul>
13	秋田県市町村民経済計算	市町村内の経済活動を計量把握し、諸施策の基礎資料を得る。	毎年度	市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村経済の分析や諸施策立案の基礎資料</li> </ul>
14	秋田県景気動向指数	各種経済指標に基づき県内景気の動向を把握する。	毎月	県内景気動向に関連する21の指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内景気の状態について判断するための基礎資料</li> </ul>

※ 国の委託を受けて実施する調査：番号1～8  
 県が単独で実施する調査：番号9～14

# 国際化推進事業について

国際課

## 1 事業目的

県民の国際理解の促進や交流人口の拡大を推進するため、国際交流員を配置し、国際理解講座の実施や海外友好提携地域との交流を進めるとともに、南米に移住した本県出身者との絆を深めるため、現地の在外県人会活動を支援する。

## 2 事業内容

### (1) 外国青年招致事業

国際交流員 5 名（中国 2 名、韓国、ロシア、米国各 1 名）を当課に配置する。

### (2) 在外県人会活動支援事業

ブラジル秋田県人会、アマゾン地域秋田県人会、在亜秋田千秋会、ピラポ県人会が実施する本県の広報事業等に要する経費を対象に助成する。

- ・助成対象 総会や幹事会等の開催、会報の発行、現地イベント等での秋田県の PR、秋田県への研修生の募集・推薦等

### (3) 国際交流円滑化事業

県内伝統工芸品を購入し、知事表敬等で訪れた海外要人等への贈呈品とする。

### (4) 海外研修員受入事業

友好協定を締結している甘粛省から研修員を受け入れ、県内専門機関での研修を実施する。

- ・実施時期 令和 3 年 10 月～11 月（1 名、1 か月間）

## 3 予算額

30,411 千円（ $\oplus$ 45 千円、 $\ominus$ 30,366 千円）

### (1) 外国青年招致事業

27,837 千円

報酬、共済費	21,227 千円
旅費	2,906 千円
需用費等	285 千円
負担金補助及び交付金	3,419 千円

(2) 在外県人会活動支援事業		1, 578千円
( 役務費	12千円	
( 負担金補助及び交付金	1, 566千円	
(3) 国際交流円滑化事業		83千円
( 需用費	83千円	
(4) 海外研修員受入事業		913千円
( 旅費、需用費等	31千円	
( 委託料	882千円	
※委託料内訳		
・旅費	676千円	
・謝金等	206千円	

# 多文化共生推進事業について

国際課

## 1 事業目的

外国人も暮らしやすい多文化共生社会の実現に向けて、関係機関等と連携しながら、外国人相談機能など生活支援体制の充実を図る。

## 2 事業内容

### (1) 外国人支援ネットワーク構築事業

(公財) 秋田県国際交流協会内に設置している「秋田県外国人相談センター」を中心に、生活全般に関わる相談体制を強化するとともに、感染症などの危機発生時や大規模な災害に備え、外国人支援体制の充実を図る。

- ・外国人相談センターに専任職員1名を配置
- ・地域外国人相談員9名と連携した全県域での相談体制構築
- ・弁護士や行政書士に相談できる専門相談会の開催
- ・連絡会議を通じた外国人支援の関係機関・団体との連携強化

### (2) 地域の多文化共生人材育成事業

外国人にとって身近な支援者である日本語指導者の養成講座等を開催し、県全体の多文化共生社会を推進する人材の育成を図る。

- ・場所(予定): 秋田市内及びオンライン
- ・回数(予定): 5回
- ・受講対象者: 外国人への日本語指導やサポートに関心のある方

## 3 予算額

5,354千円(⊕2,410千円、⊖2,944千円)

⊕: 外国人受入環境整備交付金

### (1) 外国人支援ネットワーク構築事業

4,821千円

( 委託料 4,821千円 )

※委託料内訳

- ・人件費等 3,109千円
- ・謝金、旅費 1,148千円
- ・配付物制作費等 564千円

### (2) 地域の多文化共生人材育成事業

533千円

( 委託料 533千円 )

※委託料内訳

- ・謝金、旅費 351千円
- ・会場使用料等 182千円

# 「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第56号）

市町村課

## 1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の定める知事の権限に属する事務を権限移譲の対象事務に加える等の必要がある。

## 2 改正内容

(1) 権限移譲対象事務に次の事務を加えることとする。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項の規定による入院措置の決定等（別表第8関係）
- ② 浄化槽法第12条の5第4項の規定による浄化槽の設置に関する計画の協議等についての同意（別表第43関係）

(2) 経由事務に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項の規定による地域連携薬局の認定の申請の受理の事務等を加えることとする。（別表第85第18号関係）

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

## 3 施行期日

この条例は、令和3年4月1日から施行することとする。ただし、別表第85第18号関係の改正規定は、同年8月1日から施行することとする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧	
別表第八(第四条関係)		別表第八(第四条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村	権限移譲対象事務	対象市町村
一 四略	地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第	一 四略	地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第
五 法第二十七条第一項の規定による調査等	五条第一項の規定に基	五 法第二十七条第一項の規定による調査等(法第二十二條、第二十三條及び第二十六條の二の規定による申請等があつた者について行うものに限る。)	二の規定による申請等があつた者について行うものに限る。)
六略	づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)	六略	づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)
七 法第二十八条第一項の規定による診察の日時等の通知		七 法第二十八条第一項の規定による診察の日時等の通知(法第二十二條、第二十三條及び第二十六條の二の規定による申請等があつた者について行うものに限る。)	七 法第二十八条第一項の規定による診察の日時等の通知(法第二十二條、第二十三條及び第二十六條の二の規定による申請等があつた者について行うものに限る。)
八 法第二十九条第一項の規定による入院措置の決定		八 法第二十九条の二第一項の規定による精神保健指定医の診察の依頼	
九 法第二十九条第三項(法第二十九条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による入院措置等の通知			
十 法第二十九条の二第一項の規定による入院措置の決定等			
十一 法第二十九条の二の二第一項の規定による入院措置のための移送			
十二 法第二十九条の二の二第二項(法第三十条第四項において準用する場合を含む。)の規定による移送等の通知			
十三 法第二十九条の二の二第三項(法第三十条第四項において準用する場合を含む。)			

経 由 事 務	別表第八十五（第十三条関係）	別表第四十三（第七条関係）
	<p>の規定による行動の制限の決定</p> <p>十四 法第二十九条の四第一項の規定による入院措置の解除</p> <p>十五 法第二十九条の五の規定による入院措置に係る届出の受理</p> <p>十六 法第三十一条第二項の規定による入院に要する費用の徴収に関する報告の徴収等</p> <p>十七 法第三十四条第一項から第三項までの規定による医療保護入院等のための移送</p> <p>十八 略</p>	<p>対象市町村</p>
経 由 事 務	<p>一〇十六 略</p> <p>十七 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による浄化槽の設置に関する計画の協議についての同意</p> <p>十八 法第五十三条第一項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収（前各号及び第二十号から第二十二号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十九 法第五十三条第二項の規定による事務所等の立入検査等（第一号から第十七号まで及び次号から第二十二号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>二十〇 二十三 略</p>	<p>対象市町村</p> <p>市町村（保健所を設置する市を除く。）</p>

経 由 事 務	別表第八十五（第十三条関係）	別表第四十三（第七条関係）
	<p>九 略</p>	<p>対象市町村</p> <p>市町村（保健所を設置する市を除く。）</p>
経 由 事 務	<p>一〇十六 略</p> <p>十七 法第五十三条第一項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収（前各号及び第十九号から第二十一号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十八 法第五十三条第二項の規定による事務所等の立入検査等（第一号から第十六号まで及び次号から第二十一号までに掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>十九 二十二 略</p>	<p>対象市町村</p> <p>市町村（保健所を設置する市を除く。）</p>

<p>携薬局の認定の申請の受理</p>	<p>一〇十七 略</p> <p>十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下この号において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第八条の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「令」という。）、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）附則第三条及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令（以下この号において「旧令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行規則（以下この号において「旧省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一) 法第六条の二第一項の規定による地域連</p>
	<p>略</p> <p>保健所を設置する市</p>
	<p>一〇十七 略</p> <p>十八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号。以下この号において「法」という。）、薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第八条の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の薬事法（以下この号において「旧法」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「令」という。）、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号）附則第三条及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令（以下この号において「旧令」という。）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下この号において「省令」という。）、薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行規則（以下この号において「旧省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>
	<p>略</p> <p>保健所を設置する市</p>



- (二) 法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定の更新の申請の受理
- (三) 法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請の受理
- (四) 法第六条の三五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請の受理
- (五) (イ) 略
- (ニ) 令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請の受理
- (三) 令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付の申請の受理
- (四) 令第二条の十の規定による地域連携薬局等の認定証の返納の受理
- (五) 令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
- (六) (イ) 略
- (ホ) 旧令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
- (ヘ) (イ) 略
- (ニ) 省令第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出の受理
- (三) 略
- (イ) 省令第五百五十九条の十第一項及び第二項の規定による登録販売者名簿の登録の消除の申請の受理
- (ロ) 省令第五百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理

- (イ) (ロ) 略
- (ニ) 令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
- (三) (イ) 略
- (ホ) 旧令第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付の申請の受理
- (ヘ) (イ) 略
- (ニ) 省令第五百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理
- (イ) 略
- (ロ) 省令第五百五十九条の十第一項又は第二項の規定による登録販売者名簿の登録の消除の申請の受理
- (ニ) 省令第五百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理

十九 二十八 略	<p>(三) (三) 略  (一) から (三) までに掲げるもののほか、法の  施行に関する事務のうち規則に基づく事務  であつて別に規則で定めるもの</p>
略	

十九 二十八 略	<p>(三) (三) 略  (一) から (三) までに掲げるもののほか、法の  施行に関する事務のうち規則に基づく事務  であつて別に規則で定めるもの</p>
略	